

理事等役職者の役務に関する規程の改正について

改正理由：委員会、担当理事、委員長名称の変更に伴う改正

承認：2026（令和8）年 3月14日 2025年度第6回理事会

改正日：2026（令和8）年 4月 1日

現行	改正案
<p>(役職) 第4条 本連盟には以下の役職者を置く。 (4) 業務執行理事に次の担当を置く。総務担当、財務担当、共済担当、広報担当、組織拡充担当、ファンドレイジング担当。各担当理事は常設委員会の委員長を兼ねる。</p>	<p>(役職) 第4条 本連盟には以下の役職者を置く。 (4) 業務執行理事に次の担当を置く。総務担当、財務担当、共済担当、広報担当、組織拡充担当、社会共創担当。各担当理事は常設委員会の委員長を兼ねる。</p>
<p>(選任) 第5条 4 前条1項4号の総務担当理事、財務担当理事、共済担当理事、広報担当理事、組織拡充担当理事、ファンドレイジング担当理事は専務理事が選定し、理事会の承認を得て任命する。</p>	<p>(選任) 第5条 4 前条1項4号の総務担当理事、財務担当理事、共済担当理事、広報担当理事、組織拡充担当理事、社会共創担当理事は専務理事が選定し、理事会の承認を得て任命する。</p>
<p>(運営部門役職者の役務) 第8条 3 財務担当理事は、以下の任務を分担執行する。 (1) 本連盟の経理・財務に関連する業務を統括し、事務局長と共に、事務局の経理財務担当者を監督・指導する。 (2) 本連盟の予算書及び決算書並びに関連開示資料の作成に責任を負い、理事会への報告義務を負う。 (3) 2号会員や3号会員による寄付等の増強に関する業務についてファンドレイジング担当理事を支援・協力する。</p>	<p>(運営部門役職者の役務) 第8条 3 財務担当理事は、以下の任務を分担執行する。 (1) 本連盟の経理・財務に関連する業務を統括し、事務局長と共に、事務局の経理財務担当者を監督・指導する。 (2) 本連盟の予算書及び決算書並びに関連開示資料の作成に責任を負い、理事会への報告義務を負う。 (3) 2号会員や3号会員による寄付等の増強に関する業務について社会共創担当理事を支援・協力する。</p>

現行	改正案
<p>7 ファンドレイジング担当理事は、以下の任務を分担執行する。</p> <p>(1) 本連盟の運営資金獲得に関する業務を統括し、事務局長とともに、事務局のファンドレイジング担当を監督・指導する。</p> <p>(2) 本連盟等への寄付や遺贈、募金等に関する企画立案、運営に責任を持ち、理事会への報告義務を負う。</p> <p>(3) 2号会員等による本連盟への資金提供を推進する。</p> <p>(4) ファンドレイジングに関する他団体との協働などを行う。</p> <p>(5) ファンドレイジングに関する広報活動を広報委員会と共に担当する。</p> <p>(6) 原則として、ファンドレイジング委員会の委員長を兼ね、委員を統括してファンドレイジングに関する業務を執行する。また、委員に上記各号の業務を分担執行させる。</p>	<p>7 社会共創担当理事は、以下の任務を分担執行する。</p> <p>(1) 本連盟の運営資金獲得に関する業務を統括し、事務局長とともに、事務局の社会共創担当を監督・指導する。</p> <p>(2) 本連盟等への寄付や遺贈、募金等に関する企画立案、運営に責任を持ち、理事会への報告義務を負う。</p> <p>(3) 2号会員等による本連盟への資金提供を推進する。</p> <p>(4) 社会共創に関する他団体との協働などを行う。</p> <p>(5) 社会共創に関する広報活動を広報委員会と共に担当する。</p> <p>(6) 原則として、社会共創委員会の委員長を兼ね、委員を統括して社会共創に関する業務を執行する。また、委員に上記各号の業務を分担執行させる。</p>

以上